

事務連絡

令和2年(2020年)5月27日

各施設・事業所 管理者 殿

八王子市福祉部障害者福祉課

緊急事態解除後の障害福祉サービス等事業所の対応について

平素より、本市障害者福祉施策に御理解、御協力をいただき感謝いたします。

令和2年(2020年)5月25日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第5項による緊急事態宣言が解除されました。

各施設・事業所における緊急事態解除後のサービスの提供につきましては、引き続き「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)をはじめとした事務連絡等を御参照いただき、感染防止対策を十分に講じていただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合や、感染拡大防止の必要がある場合等に「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)」(令和2年5月18日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)により、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等についての柔軟な取扱いを可能とする対応は、緊急事態解除後も当面の間継続されます。

併せて就労移行支援・就労継続支援事業等における「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第5報)」(令和2年5月13日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づく取扱いについても、障害福祉サービス等事業所の取扱いと同様に継続されますので、御留意ください。

【問い合わせ先】

八王子市福祉部障害者福祉課

人員基準等に関すること	事業者指定担当	電話 042-620-7479
障害福祉サービスに関すること	援護担当	電話 042-620-7367